

相談費用  
無料

新規取得・ランクアップ 個別相談のご案内

# 介護職員処遇改善加算等

- ◆ 介護職員処遇改善加算
- ◆ 介護職員等特定処遇改善加算
- ◆ 介護職員等ベースアップ等支援加算

オンライン  
相談も  
できます

対象事業所	相談回数・時間	費用
介護職員処遇改善加算等の新規取得、ランクアップを検討されている介護事業所 (※神戸市を除く)	1事業所2回 1回あたり2時間	<b>無料</b>

例えばこんなご相談！

※介護職員処遇改善加算等の制度について聞きたい

各加算の算定要件を  
満たすには

- ◆ 事業所の実態にあったキャリアパスとは？
- ◆ 職員を適切に評価する基準について
- ◆ 介護職員への支給方法は？
- ◆ 支給方法を反映した就業規則・賃金規定のの見直し



＊相談をご希望の方は裏面の「申込書」に必要事項を記入の上、FAX、E-mail、郵送にてご送付ください＊



【問い合わせ先】 (公財) 介護労働安定センター 兵庫支部  
〒651-0084 神戸市中央区磯辺通2丁目2-10 one knot trades BLD 8階  
TEL : 078-242-5321 FAX : 078-242-5322

FAX : 078-242-5322

Mail : hyogo@kaigo-center.or.jp

※ FAXでお申込みの場合は、本紙にご記載後送信してください。

記入日 令和 年 月 日

※兵庫県内（神戸市を除く）  
の介護保険施設・事業所で  
加算算定対象サービスのみ

## ※ 兵庫県内(神戸市を除く)介護保険施設・事業所で加算算定対象サービスのみ

法人名								
事業所名	訪問 通所 小多規 特養 老健 サ高住 その他( )							
住所	〒							
連絡先	TEL				FAX			
申込者名					役職			
<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 ※ メールアドレス	※オンライン相談のURLを送信しますので必ずご記入ください @							
現在の 加算区分に ○	I	II	III	なし	特定 I	特定 II	なし	ベースアップ
ご希望の相談 内容に ○ (複数可)	<input type="checkbox"/> 1 処遇改善加算を取得するために何をすべきか <input type="checkbox"/> 2 キャリアパス I II IIIとは何か <input type="checkbox"/> 3 キャリアパス I II IIIの作成 <input type="checkbox"/> 4 キャリアパス要件を満たす方法 <input type="checkbox"/> 5 処遇改善加算の支給方法 <input type="checkbox"/> 6 昇給の仕組み <input type="checkbox"/> 7 就業規則・賃金規定の改定 <input type="checkbox"/> 8 計画書・報告書の記入内容 <input type="checkbox"/> 9 特定処遇改善加算がわからない <input type="checkbox"/> 10 その他(下枠に具体的にお書きください)							
その他、質問や相談したい内容をお書きください								
同意事項	下に記載の「オンライン相談における禁止事項及び注意事項」をご確認、ご了承のうえお申込みください。右欄にチェックをお願いします。 (※ 同意いただけない場合は、オンラインでの対応はできません)						<input type="checkbox"/> 同意する	

## &lt;オンライン相談における禁止事項及び注意事項&gt; ※ お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

## ◆禁止事項◆

- オンライン相談のURLとパスワード等の第三者への転用、貸与、SNS上への掲載。●オンライン相談における著作権を侵害する行為を行うこと。
- オンライン相談の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

## ◆注意事項◆

- オンライン相談の視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
- オンライン相談に必要な機材や通信費は事業者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
- オンライン相談の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は事業者様で行って頂くようお願いいたします。なお、事業者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該事業者者に賠償責任を取っていただくことがあります。